

101 年赴德國友好互訪及至日本考察報告
附 錄 四 資 料

5、日本地方獨立行政法人京都市立病院機構
簡報資料

地方独立行政法人京都市立病院機構の概要について

平成24年4月11日

京都市立病院機構 理事長 兼 代表取締役 兼 代表執行役員 兼 代表監事 兼 代表役員 兼 代表取締役 兼 代表執行役員 兼 代表監事 兼 代表役員

京都市立病院機構 理事長 兼 代表取締役 兼 代表執行役員 兼 代表監事 兼 代表役員

1 地方独立行政法人制度について

(1) 地方独立行政法人とは

- ① 住民の生活の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、
- ② 地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、
- ③ 民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるもの

を効率的・効果的に行わせるため、地方独立行政法人法に基づき地方公共団体が設立する法人をいう。

(2) 制度のねらい

目標による業務管理

中期目標・中期計画・年度計画に基づき、計画的に業務を運営・管理

適正な業務実績の評価

評価委員会が法人の業務実績を定期的に評価して、必要に応じて勧告

業績主義の人事管理

法人の実績、職員の業績を反映した給与の仕組み等を確立

財務運営の弾力化等

原則として企業会計原則により業務を運営
経営努力で生じた毎事業年度の利益は、中期計画で定めた
剰余金の使途に充当可

積極的な情報公開

中期目標等、財務諸表、業務実績、評価結果、給与の支給
基準等広汎な事項をインターネット等の活用により積極的に
公開

(3) 制度の導入により想定されるメリット

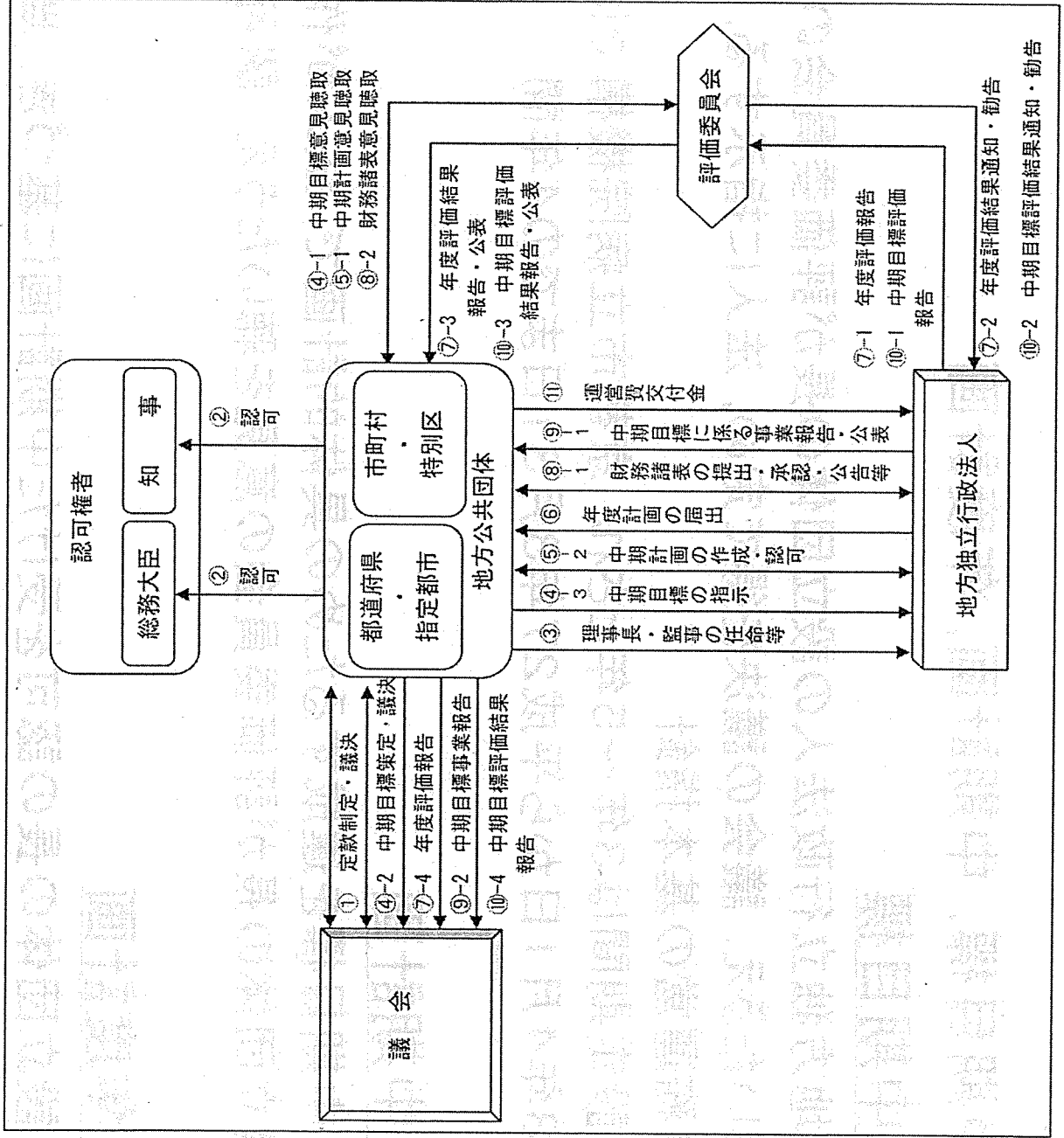
① 業務執行の弾力性の向上

- ・ 法人独自の意思決定が可能となり、人事管理や業務執行の面で柔軟かつ迅速な経営ができる。
- ・ 予算管理面において、法人自らの責任のもとで、用途の弾力的な変更や年度間の繰越し等を容易に行うことが可能となる。

② サービスや質の向上

- ・ 中期計画や年度計画に基づく効果的、効率的な業務運営の実現により、結果として経費節減や市民サービスの向上が期待できる。
- ・ 中期計画や年度計画、業務評価結果等を公表することで、市民にとって透明度の高い業務運営が可能となる。
- ・ 職員の法人への帰属意識が高まり、創意工夫や業務改善への意識が向上する。

(4) 地方独立行政法人，設立団体，議会等との関係



(5) 中期目標, 中期計画, 年度計画

① 中期目標

地方独立行政法人の設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえ, 議会の議決を得て定め, 法人に指示する, 法人の業務運営の基本指針

設定期間は3年～5年とされ, 京都市立病院機構では, 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間

② 中期計画

中期目標を達成するための具体的計画で, 法人が作成し, 設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえ, 認可する。

③ 年度計画

設立団体の長の認可を受けた中期計画に基づき, 当該年度において実施すべき事項等について定めたもの

(6) 地方独立行政法人評価委員会

趣 旨	<p>地方独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、地方独立行政法人法により、設立団体に設置することが義務付けられているもの</p>
位置付け	<p>設立団体の附属機関</p>
所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務実績評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業年度の業務実績評価 ・ 中期目標期間の業務実績評価 ・ 上記各評価結果の市長への通知、法人への勧告及び公表 ○ 市長に対する意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長が中期目標を定める際の意見 ・ 市長が法人から提出された中期計画を認可する際の意見 ・ 市長が法人から提出された業務方法を認可する際の意見 ・ 法人の役員報酬等の支給基準に関する意見 ・ 市長が法人から提出された財務諸表を承認する際の意見 ・ 中期目標期間終了時、市長が法人の事業継続の必要性等を検討する際の意見

(7) 地方独立行政法人化による職員への影響

項目	一般地方独立行政法人の職員	地方公共団体の職員
職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> ・非公務員 ・刑法その他の罰則の適用については、公務員とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員
任命権者	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長等
職員定数	<ul style="list-style-type: none"> ・定めなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で定める。
服	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務については地方独立行政法人法で規定。その他は就業規則等で定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法上の規定を適用（職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の禁止、営利企業の従事制限等）
給	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等で定める。 ・職員の勤務成績を考慮し、その支給基準は、法人業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会一般の情勢に適応するものであること ・職務と責任に応じたものであること ・生計費、国・地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与とその他の事情を考慮したものであること ・人事委員会勧告の対象

2 地方独立行政法人京都市立病院機構の概要

法人の名称	地方独立行政法人京都市立病院機構
設立団体名	京 都 市
設立年月日	平成23年4月1日
法人の目的	感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づき医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の保持に寄与すること。
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療を提供すること。 ・ 医療に関する地域支援を行うこと。 ・ 医療に関する調査及び研究を行うこと。 ・ 医療に関する研修を行うこと。 ・ 災害等の発生時における医療救護を行うこと。 ・ 病院及び介護老人保健施設により行われる介護サービス等を提供すること。 ・ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
役員数	理事長 1人 理事 8人 監事 2人

3 法人が運営する施設の概要

(1) 京都市立病院

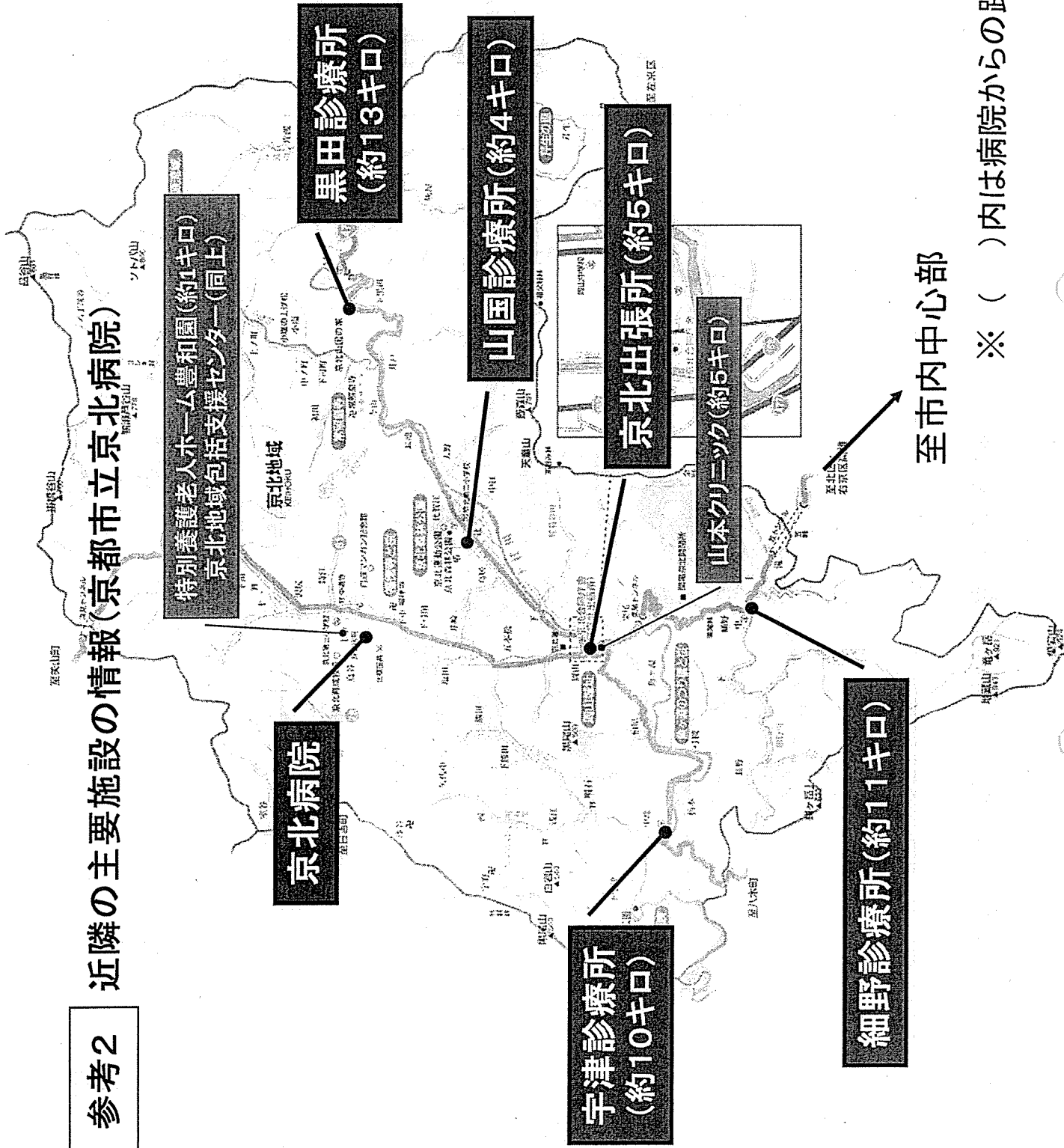
所在地	京都市中京区壬生東高田町1番地の2
開設年月日	昭和40年12月1日
診療科目	36診療科
病床数	一般病床528床, 結核病床12床, 感染症病床8床

(2) 京都市京北立病院

所在地	京都市右京区京北下中町烏谷3番地
開設年月日	平成17年4月1日(合併による。国保京北病院としては、昭和33年5月1日)
診療科目	6診療科
病床数	一般病床38床
診療所	黒田, 宇津, 細野, 山国の4箇所
介護老人保健施設	29床(京北病院に併設。平成23年4月から、従来の療養病床(29床)を介護老人保健施設に転換し、「京都市京北介護老人保健施設はなふるさと」として運営)

参考2

近隣の主要施設の情報(京都市立京北病院)



至市内中心部

※ ()内は病院からの距離を表す。